

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区）における保安規定の遵守状況の調査にて確認した事項に係る面談」

2. 日時：平成28年12月26日（月）13時00分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付

西村安全管理調査官、沖田管理官補佐、猪俣安全審査官、笠原製錬・加工係長、

太田安全審査官、赤澤安全審査官、堀間係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 次長 他11名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）人形峠環境技術センター及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区）における保安規定の遵守状況の調査にて確認した以下の事項について、原子力機構と面談を実施した。

①各施設における核燃料物質の不適切な管理について（人形峠環境技術センター及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区）が対象）

②放射線管理用機器の不適切な管理及び空気中の放射性物質濃度の不適切な算出について（大洗研究開発センター（南地区）が対象）

主な内容は以下のとおり。

5. 1 各施設における核燃料物質の不適切な管理について

(1) 人形峠環境技術センターから配付資料に基づき以下のとおり説明があった。

・使用施設（濃縮工学施設）及び加工施設（原型プラント）において、使用後の分析用標準試料等を、再使用品と称して、貯蔵施設でも保管廃棄施設でもない室で保管していたことを確認した。当該状況については、使用施設については少なくとも平成2年頃から、加工施設は少なくとも平成9年頃から発生していた。これ以前は、記録がなく、いつ頃から当該状況が発生していたのか確認できなかった。

・これらの試料等のほとんどは、既許可において貯蔵施設に貯蔵できる対象になっていないため、当該試料等を貯蔵するためには変更許可が必要と考えている。

・使用施設においては、各試料を貯蔵するか、廃棄するかの検討を行っているところ。加工施設においては、役務委託に係る試料もあるため、委託元との調整を行っているところ。

・本件を不適合管理の対象として原因究明等を進めている。

(2) 大洗研究開発センター（北地区及び南地区）から配付資料に基づき以下のとおり説明があった。

・北地区及び南地区のうち3施設において、使用後の試料等を貯蔵施設あるいは保管廃棄施設で貯蔵、保管廃棄していない状況を確認した。当該状況については、最長36年に渡っているものがあった。

・廃棄物とすべき試料はごく一部であり、ほとんどは貯蔵施設に貯蔵する予定。現在、

既許可の貯蔵施設に物理的に全て貯蔵できるかを含め、検討中。

- ・ 今後、福島燃料材料試験部長を責任者として、各対応を進めていく。
- ・ 本件を不適合管理の対象として原因究明等を進めている。

(3) 原子力規制庁から以下のとおり指摘した。

- ・ 本件については、原子力機構原子力科学研究所の平成28年度第3回保安検査にて確認された状況と同様であり、保安規定等に定められている措置が講じられていなかった疑義があると考え。したがって、次に掲げる事項について再認識の上、必要な対応を図ること。

- ①使用していない核燃料物質を使用許可若しくは保安規定に基づく管理が行えるよう速やかに貯蔵施設又は廃棄施設へ適切に貯蔵又は廃棄すること。
- ②核燃料物質の使用等は、原子炉等規制法第52条に基づき申請された目的及び方法に基づき取扱う行為であることを再認識するとともに、それを踏まえ、速やかに管理者及び従事者に対し必要な教育訓練の実施等により、適切な核燃料物質の管理を行うこと。
- ③適切な核燃料物質の管理を行うため、必要に応じて許認可手続きを行うこと。
- ④上記について、当該センター所長は、必要な改善が適切に実施されるよう、責任をもって対応すること。

- ・ 本件については、核燃料物質等の管理状況を適切な状態に戻すための分類は、以下のよう大きく3つに仕分けることができている。

- ①現行許可及び保安規定の範囲内で速やかに実施できるもの。
- ②ある程度の安全確保策を講じた上で、現行許可の範囲で実施できるもの。
- ③使用変更許可及び保安規定の変更認可を講じないと実施できないもの。

これらのうち、まず行うべきことは①であり、これについては早急に実施すること。

- ・ また、許認可手続が必要であると判断する場合においても、必要な手続を行うまでの間、安全確保の観点からどのようにするのがよいのか検討すること。
- ・ 今後、同様の事象の発生を防止するため、保安規定の変更についても検討すること。

- ・ また、加工施設についても使用施設と同様の対応を行うとともに、保安規定上、使用施設のような年間使用計画等の策定に係る規定がないが、適切に管理を行うために今後どのような対応が必要かを含めて検討し対応すること。

(4) 原子力機構より、以下の通り回答があった。

- ・ 指摘された内容については再認識の上、必要な対応を進める。
- ・ 現行許可及び保安規定の範囲内で実施できるものについては、可能な限り速やかに実施する
- ・ 許認可手続が必要な場合、その間における貯蔵等の状態について、安全確保の観点から検討する。
- ・ 当該事象の再発防止を目的とした保安規定の変更について検討する。
- ・ 加工施設における核燃料物質の使用計画等に関する対応については、改めて整理の上、説明する。

5. 2 放射線管理用機器の不適切な管理及び空気中の放射性物質濃度の不適切な算出に

ついて

(1) 大洗研究開発センター（南地区）から、配付資料に基づき以下のとおり説明があった。

- ・本件、事業者としても、機器の管理及びこれを用いた測定並びに当該事象を異常と判断しなかった点について不適切であったと認識している。
- ・事象確認後、安全確保策として立入制限等の措置を実施した。
- ・流量率低下について、当該作業の経験者等への聞き取り調査を進め、現時点では平成23年以前には発生していないと考えている。
- ・本件を不適合管理の対象として原因究明等を進めている。

(2) 原子力規制庁から以下のとおり指摘した。

- ・本件については、保安規定に定められている措置が講じられていなかった疑義があると考えられる。したがって、一部については既の実施済であるが、改めて次に掲げる事項について再認識の上、必要な対応を図ること。

①当該機器について、保安規定等に基づく管理が行えるよう、速やかに正常な状態へ戻すこと。また、戻すまでの期間において、現場の安全確保のため、必要な措置を講じること。

②異常が発生した場合の措置として直ちに施設管理者に通報すること等は、保安規定に定めている事項であることを再認識するとともに、それを踏まえ、速やかに管理者及び従事者に対し必要な教育訓練を行う等、必要な改善を図ること。

③上記について、大洗研究開発センター所長は、必要な改善が適切に実施されるよう、責任をもって対応すること。

- ・流量率低下の原因について、どのように考えているのか。

(3) 原子力機構より、以下の通り回答があった。

- ・安全確保等、既の実施済の点もあるが、指摘事項を再認識の上、必要な対応を進める。
- ・流量率低下が発生したと考えられる期間において、サンプリング配管の改造等は行っておらず、流量率低下の原因を把握できていない。今後、調査計画を策定の上、必要な調査を実施する。

5. 3 安全・核セキュリティ統括部の対応について

(1) 安全・核セキュリティ統括部（以下「安核部」という。）から、今回の2種類の事象を踏まえた安核部としての対応について、配付資料に基づき以下のとおり説明があった。

- ・原因究明、再発防止、水平展開等不適合管理を安核部の指揮の下で適切に行う。
- ・安核部としては当該事象発生後、各拠点に対する情報の展開、説明、指示等の対応を実施している。
- ・特に通常と異なる事象を異常と判断せず、異常が発生した場合に必要な措置を行うことができなかった点については、安核部として各拠点の現場に直接、教育、指導等を行う予定である。
- ・また、本日、指摘された内容については再認識の上、期日を定めている事項についても、可能な限り前倒しで対応を進めていく。

(2) 原子力規制庁から以下のとおり指摘した。

- ・複数の拠点で同様のことが発生しており、原因究明、各拠点への水平展開等、安核部として担う役割は重要であると再認識の上、各事項に対して積極的に対応すること。

(3)原子力機構より、原子力規制庁からの指摘事項について承知した旨の回答があった。

6. 配付資料

- ・人形峠環境技術センターの使用施設（濃縮工学施設）における核燃料物質の保管状況について
- ・人形峠環境技術センターの加工施設における核燃料物質の保管状況について
- ・大洗研究開発センター（北地区及び南地区）の核燃料物質使用施設における核燃料物質の保管状況について
- ・核燃料物質の不適切な管理及びエアスニッフア流量低下事象の不適切な管理を踏まえた安全・核セキュリティ統括部の対応について